

# 会社・法人の登記について

会社・法人の登記については、次の場合に法務局において職権により修正を行います（完了予定：平成30年4月2日）。

- ・奥州市に会社の本店又は法人の主たる事務所がある場合の本店（主たる事務所）の住所
- ・岩手県内に会社の本店又は法人の主たる事務所がある場合の奥州市の支店（従たる事務所）の住所
- ・奥州市を含む岩手県内に会社の本店又は法人の主たる事務所がある場合の役員の住所

御不明な点につきましては、法務局職員にお問合せください。

## 【お問合せ先】

盛岡地方法務局登記部門

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号

019-624-1141（音声案内2）